

第7期雲仙市障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画)

令和6年3月

雲仙市

目次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の推進	2
第2章 障がい者を取り巻く状況	3
1 雲仙市の人口構造	3
2 障害者手帳所持者等の状況	4
3 障がいのある児童・生徒の状況	9
4 障害福祉サービス等の状況	10
第3章 計画の基本的考え方	13
1 基本的考え方	13
2 第4期障害者計画の基本理念	13
第4章 成果目標	14
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	14
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	14
3 地域生活支援の充実	15
4 福祉施設から一般就労への移行	16
5 障がい児支援の提供体制の整備等	17
6 相談支援体制の充実・強化等	18
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	19
第5章 障害福祉サービス等の見込み量	20
1 障害福祉サービス等の見込み量	20
2 地域生活支援事業に関する各事業の見込み量	29
3 その他の見込み量	30
第6章 計画の進行管理	33
1 計画内容の周知・広報	33
2 計画全体の進行管理	33

1 章 計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、「第4期雲仙市障害福祉計画」（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）に掲げた基本理念「障がいのある人もない人も自分らしく いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」の実現のため「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障がい福祉を総合的に推進してきました。

令和5年度をもって「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」の計画期間を終了することから、これまでの市の取組及び目標値を検証し、計画的に推進するため「第7期雲仙市障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）として、令和6年度から令和8年度の3年間の障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備、円滑な実施を目指して策定します。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条20第1項に基づく、「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」（以下、「障害福祉計画等」という。）です。本市のまちづくりの方針を示す「第2次雲仙市総合計画」との整合性を図り、本市における関連計画と連携しながら、障害福祉サービスや障害児通所支援等に係る必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等を定めるものです。

（2）計画の期間

本計画は、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や障がい者施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3 計画の推進

(1) 推進体制

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉サイドのみならず、雇用・教育・医療といった分野を横断した総合的な取り組みが不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの充実に努めます。

(2) 評価体制

障がい者関係団体との意見交換の実施を通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策や事業を実施します。

また、雲仙市地域自立支援協議会において、障害福祉計画等におけるサービスの実績や、地域生活移行の進捗状況等を確認し、その結果に基づき、対策を検討します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 雲仙市の人口構造

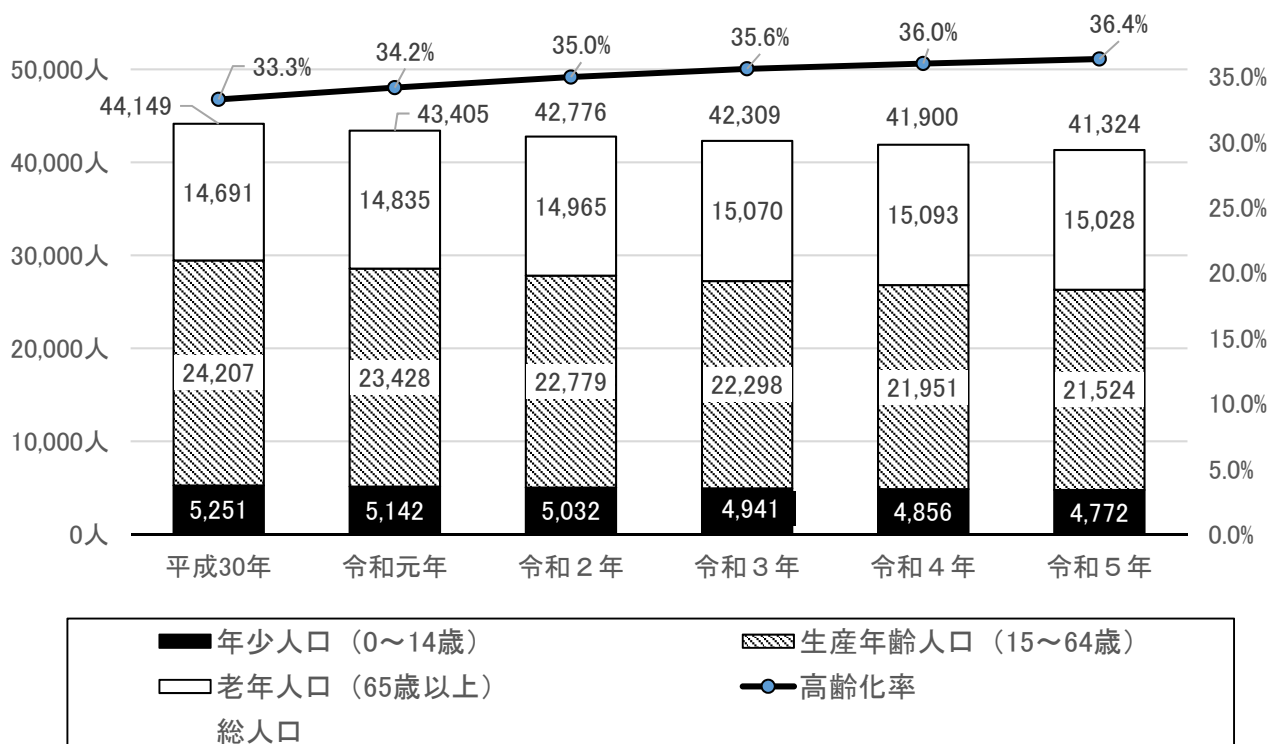
本市の総人口は、平成30年から令和5年にかけて、44,149人から41,324人へと2,825人減少しています。

年齢別にみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少しており、なかでも生産年齢人口は24,207人から21,524人へと2,683人減少しています。一方、老年人口は14,691人から15,028人へと337人増加しており、特に65～74歳の前期高齢者は6,470人から7,078人へと608人増加しており、高齢化率は3割を超えて増加が続いています。

■人口の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	5,251	5,142	5,032	4,941	4,856	4,772
生産年齢人口（15～64歳）	24,207	23,428	22,779	22,298	21,951	21,524
老年人口（65歳以上）	14,691	14,835	14,965	15,070	15,093	15,028
前期高齢者（65～74歳以上）	6,470	6,687	6,940	7,249	7,230	7,078
後期高齢者（75歳以上）	8,221	8,148	8,025	7,821	7,863	7,950
総人口	44,149	43,405	42,776	42,309	41,900	41,324
高齢化率	33.3%	34.2%	35.0%	35.6%	36.0%	36.4%



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

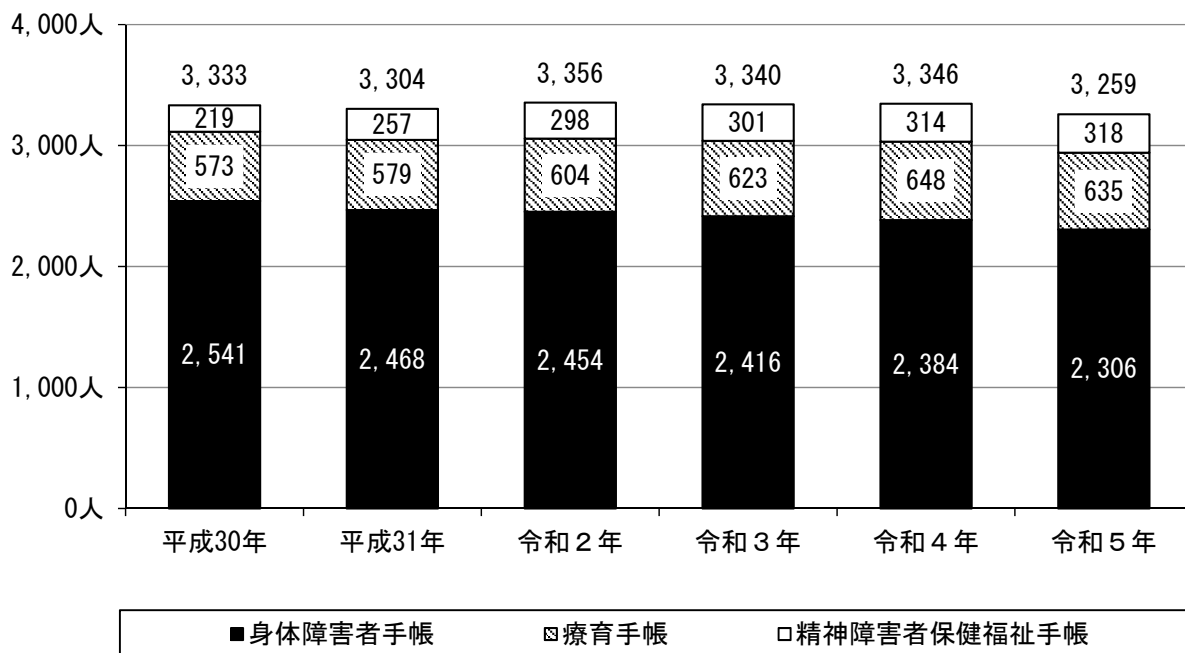
(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、平成30年と令和5年を比較した場合、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

単位（人）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	2,541	2,468	2,454	2,416	2,384	2,306
療育手帳	573	579	604	623	648	635
精神障害者保健福祉手帳	219	257	298	301	314	318
合計	3,333	3,304	3,356	3,340	3,346	3,259



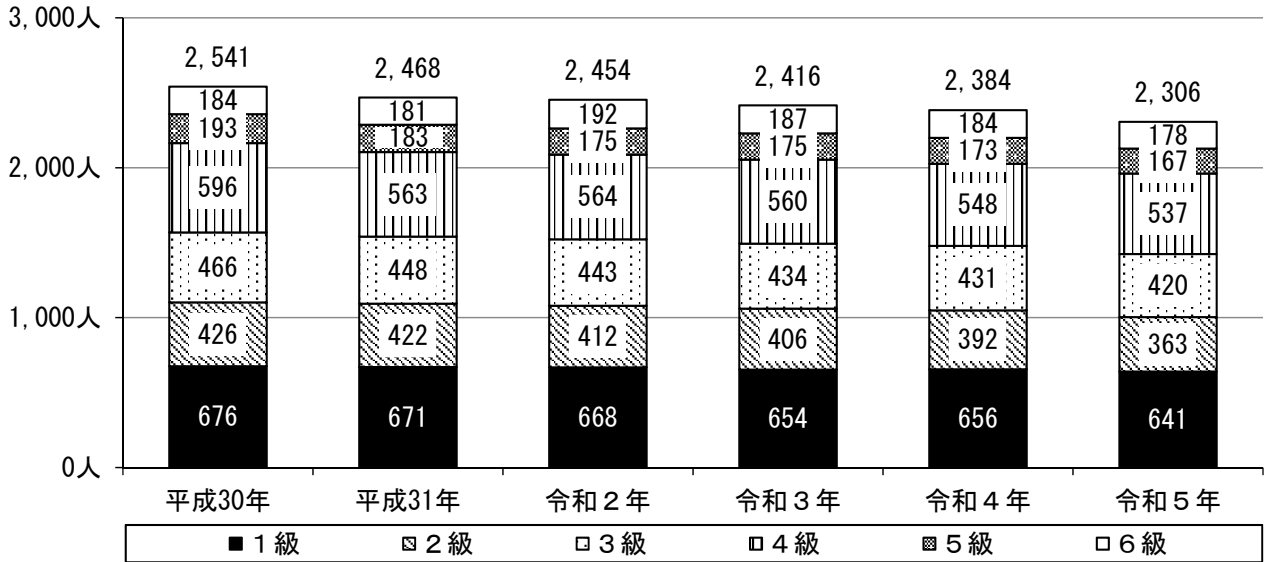
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的に減少傾向にあります。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

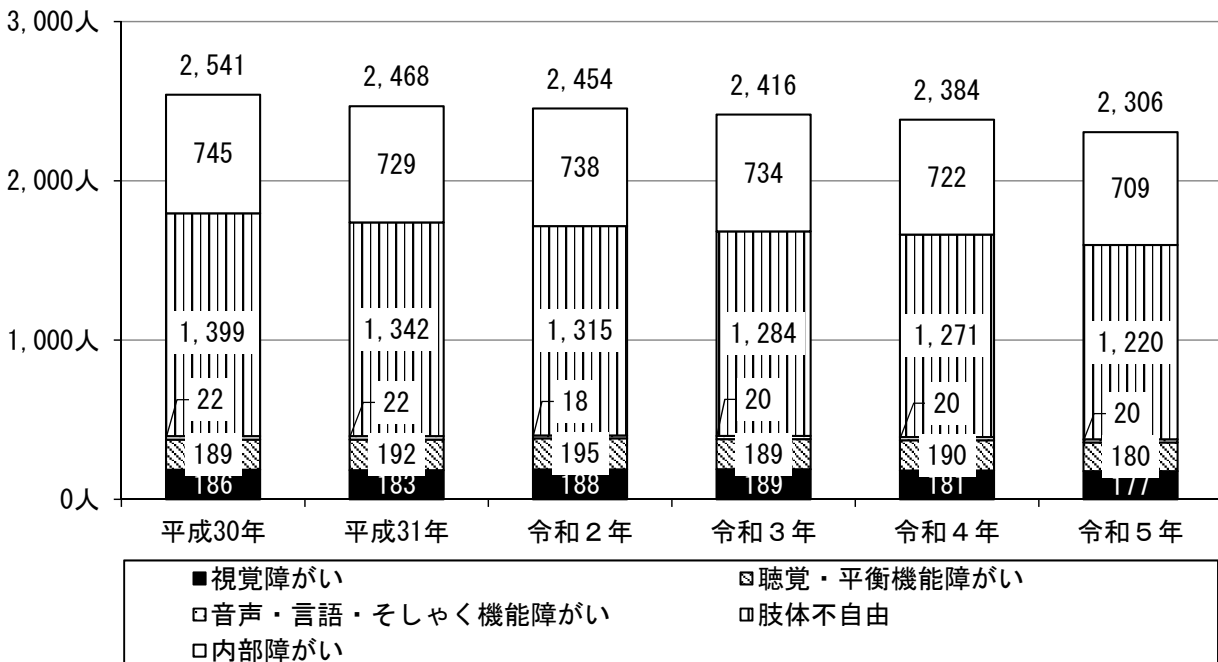


資料：雲仙市（各年3月末現在）

② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。また、平成30年と令和5年を比較した場合、いずれの障がいの種類も減少傾向となっています。

■ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



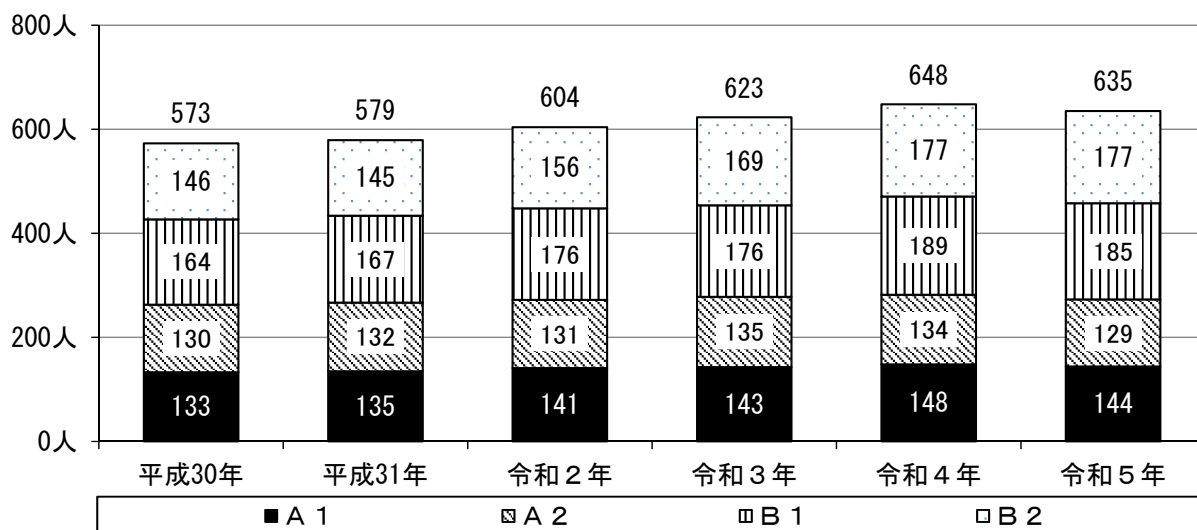
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

① 等級別療育手帳所持者数の推移

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、A1（最重度）、A2（重度）は増減して推移していますが、B1（中度）、B2（軽度）では、平成30年と令和5年を比較した場合、それぞれ20人以上増加しています。

■ 等級別療育手帳所持者数の推移

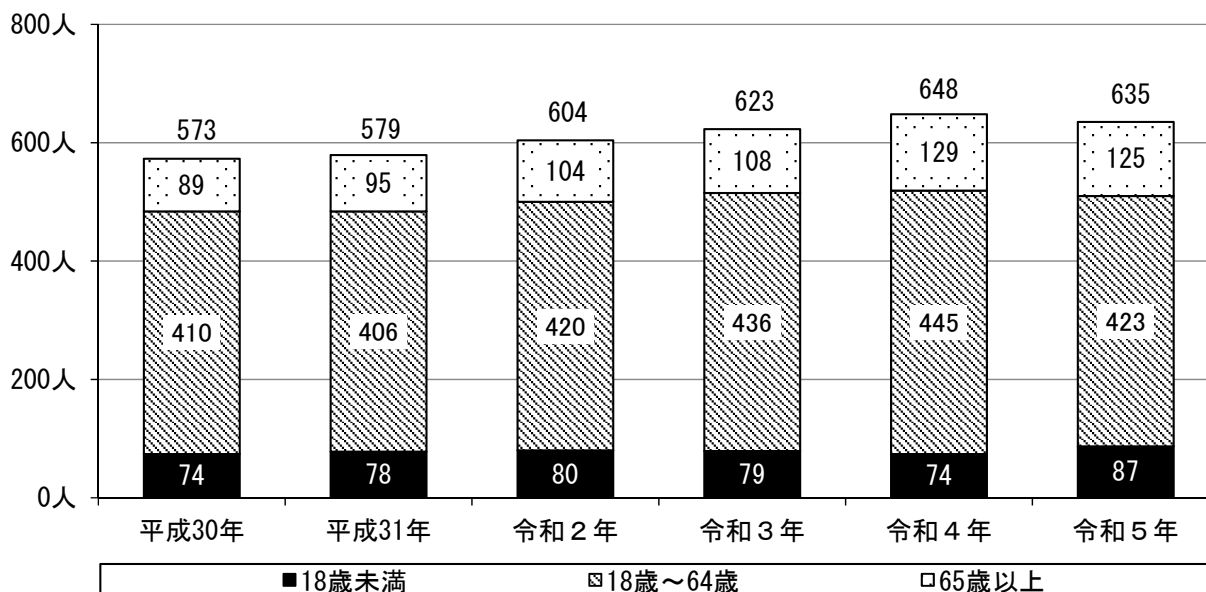


資料：雲仙市（各年3月末現在）

② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、全体的に増減して推移していますが、65歳以上は令和5年で125人となっており、平成30年と比較した場合、36人増加しています。

■ 年齢別療育手帳所持者数の推移



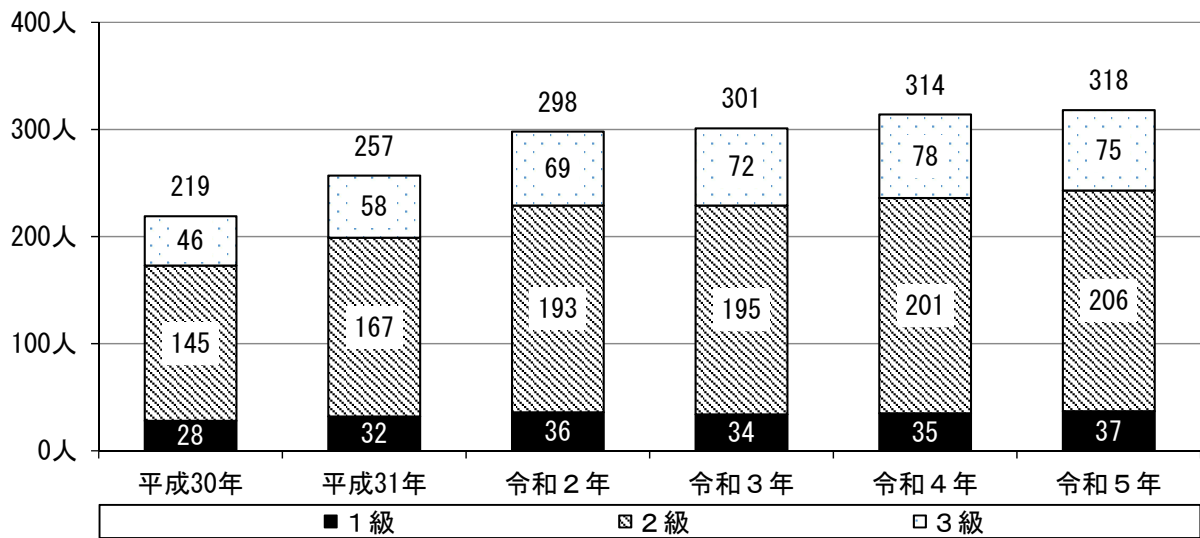
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、1級は、増減はありますが平成31年以降、30人台で推移しています。2級、3級は、平成30年から令和5年にかけて増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



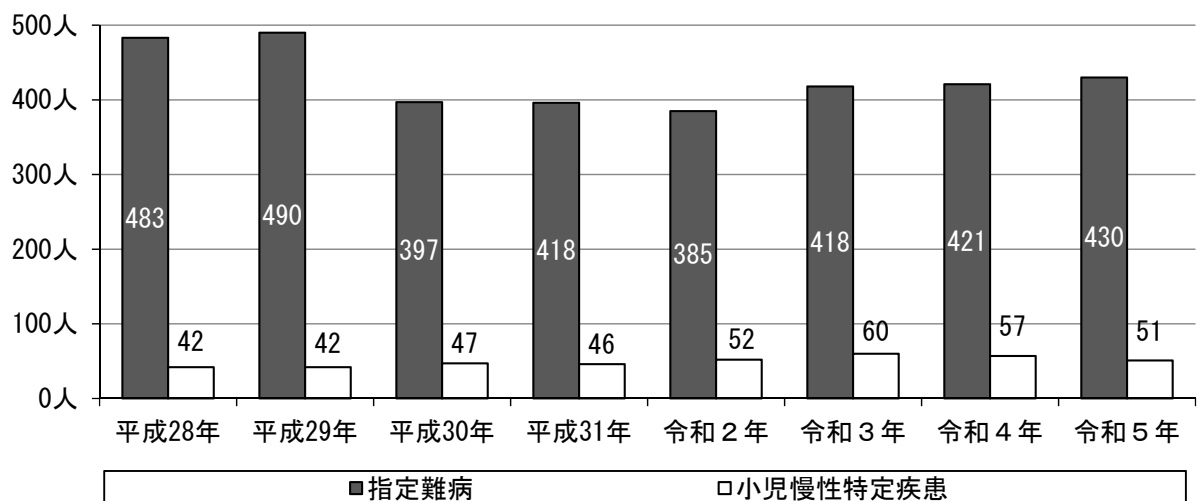
資料：雲仙市（各年3月末現在）

(5) 難病患者（指定難病・小児慢性特定疾患）数の推移

難病患者数（指定難病・小児慢性特定疾患）の推移をみると、指定難病については、平成30年から令和2年にかけて減少していましたが、その後、増加しています。

小児慢性特定疾患については、増減して推移しています。

■ 難病患者（指定難病・小児慢性特定疾患）数の推移

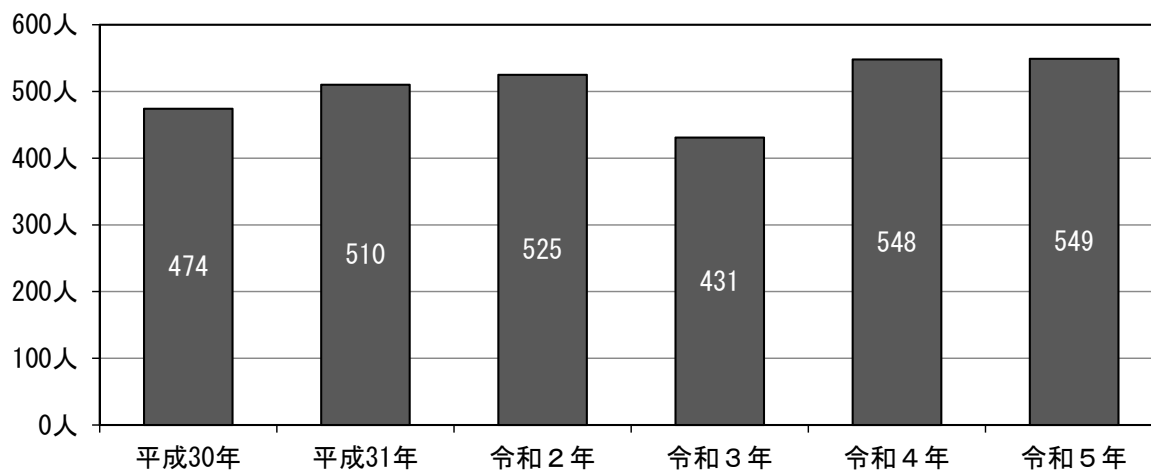


資料：雲仙市（各年3月末現在）

(6) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和5年は549人となっており、平成30年と比較した場合、75人増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：雲仙市（各年3月末現在）

3 障がいのある児童・生徒の状況

本市内の小学校における特別支援学級在籍児童数は年々増加し、令和5年では98人となっています。中学校における特別支援学級在籍生徒数は令和3年まで減少していますが、令和4年から年々増加しており、令和5年では34人となっています。小学校では全児童数に占める割合も年々高くなっており、令和5年では4.73%となっています。

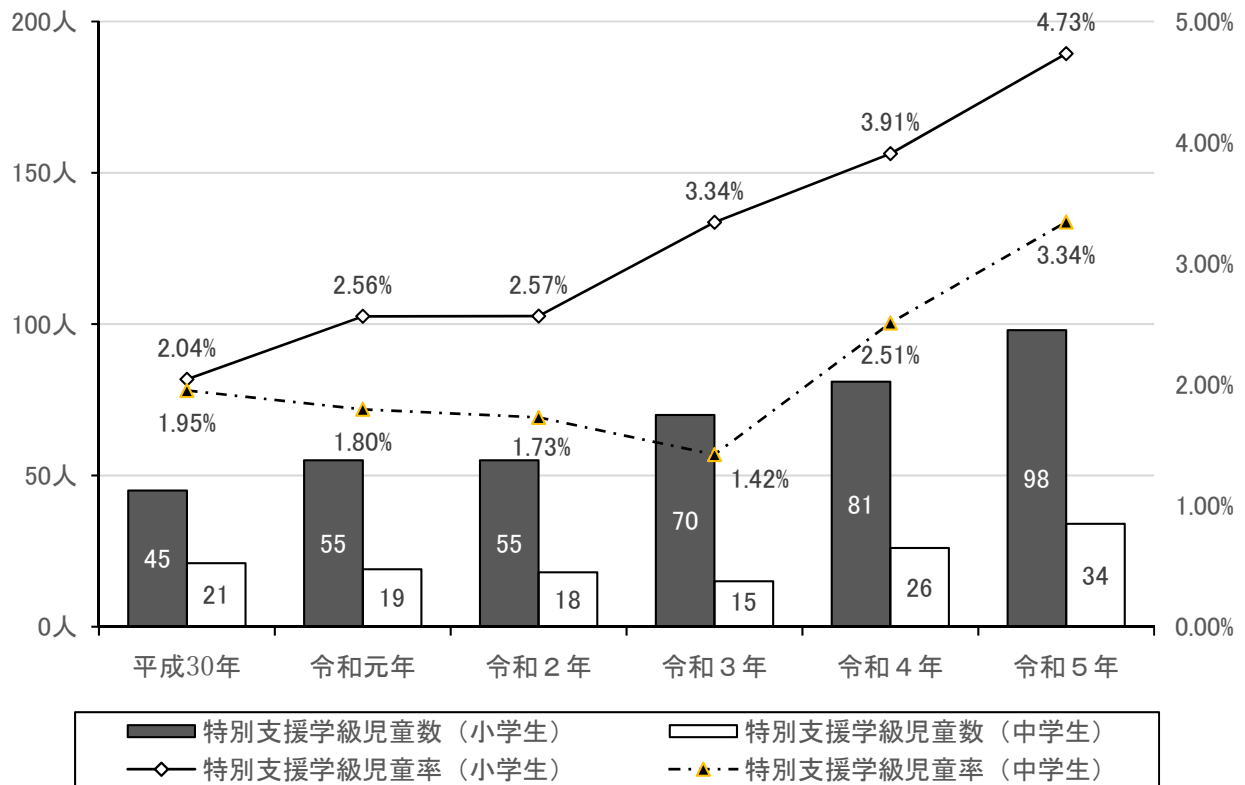
■小・中学校の児童・生徒数と特別支援学級在籍児童・生徒数

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学生（総数）	2,202	2,145	2,143	2,095	2,073	2,070
うち特別支援学級児童	45	55	55	70	81	98
特別支援学級児童割合（小学生）	2.04%	2.56%	2.57%	3.34%	3.91%	4.73%
中学生（総数）	1,076	1,058	1,041	1,055	1,036	1,017
うち特別支援学級生徒	21	19	18	15	26	34
特別支援学級生徒割合（中学生）	1.95%	1.80%	1.73%	1.42%	2.51%	3.34%

資料：雲仙市（各年5月1日現在）

■特別支援学級在籍児童・生徒数と全児童・生徒に占める割合の推移



資料：雲仙市（各年5月1日現在）

4 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービスの実績

障害福祉サービスの実績についてみると、訪問系サービスについては、1月あたりの延べ利用時間、人数ともに増加傾向となっています。日中活動系サービスについては、就労継続支援（B型）が増加傾向となっています。また、相談支援については、地域移行支援、地域定着支援が計画値では各年1人の利用を見込んでいましたが、実績値は0人となっています。

		令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度	
訪問系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	延べ利用時間/月	649	642	696	593	900
	人/月	60	62	67	59	74
日中活動系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	延べ利用日数/月	4,580	4,762	4,401	4,806	4,462
	人/月	236	236	226	236	232
療養介護	人/月	27	25	26	26	25
短期入所（福祉型）	延べ利用日数/月	239	236	239	224	282
	人/月	46	42	42	42	58
短期入所（医療型）	延べ利用日数/月	18	34	14	34	11
	人/月	7	11	8	11	7
自立訓練（機能訓練）	延べ利用日数/月	22	9	22	9	22
	人/月	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延べ利用日数/月	44	74	81	74	90
	人/月	5	3	6	3	8
就労移行支援	延べ利用日数/月	87	67	80	64	143
	人/月	9	10	11	9	9
就労継続支援（A型）	延べ利用日数/月	837	911	771	911	824
	人/月	44	50	42	50	50
就労継続支援（B型）	延べ利用日数/月	3,638	3,684	3,812	3,827	3,867
	人/月	205	204	223	210	221
就労定着支援	人/月	6	6	7	6	3
居住系サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人/月	7	12	9	12	14
共同生活援助（グループホーム）	人/月	189	179	185	179	191
施設入所支援	人/月	113	115	106	115	105
相談支援	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人/月	46	45	47	46	47
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0

(2) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業の実績についてみると、日中一時支援事業については、年々増加傾向となっており、計画値を大きく上回っています。その他の事業については、増減して推移しています。

		令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度	
	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	2	4	1	6	1
意思疎通支援事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者設置	か所	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣	件	424	293	346	322	477
要約筆記者派遣	件	6	15	4	20	7
日常生活用具給付等事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	件	0	1	0	1	3
自立生活支援用具	件	4	7	9	7	2
在宅療養等支援用具	件	12	11	6	11	12
情報・意思疎通支援用具	件	16	35	7	49	6
排泄管理支援用具	件	308	294	310	294	320
住宅改修費	件	0	1	0	1	0
移動支援事業	回	513	546	421	621	564
地域活動支援センター	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
基礎的事業	か所	1	1	1	1	1
機能強化事業	か所	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	回	54	55	76	55	94
社会参加促進事業	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修	人	10	10	8	15	14
自動車運転免許・改造助成	件	1	1	1	1	0
視覚障害者生活訓練	人	8	8	9	8	9

(3) 障害児福祉サービスの実績

障害児福祉サービスの実績についてみると、児童発達支援は延べ利用日数、利用人数ともに増加傾向となっており、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回っています。居宅訪問型児童発達支援は、令和2年度以降利用がありませんでした。

		令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度	
障害児福祉サービス	単位	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	延べ利用日数/月	90	60	147	60	171
	人/月	30	25	46	27	49
放課後等デイサービス	延べ利用日数/月	1,588	1,964	1,798	2,241	2,029
	人/月	110	138	132	155	151
保育所等訪問支援	延べ利用日数/月	1	2	1	2	1
	人/月	3	1	3	1	2
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	13	14	16	15	18

第3章 計画の基本的考え方

1 基本的考え方

本市では、障がい者がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択し、行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会活動へ参加・参画することのできるまちづくりを目標として、計画を推進してきました。

今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域や家庭で、共に生活ができるような社会を築き、「共生社会」の実現を目指す必要があることから、第4期障害者計画では、「障がいのある人もない人も自分らしく いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」という基本理念を掲げています。本計画は、この障害者計画の基本理念を踏まえ、障害福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の整備、円滑な実施を目指します。

2 第4期障害者計画の基本理念

障がいのある人もない人も自分らしく

いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

第4章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
地域生活への移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

成果目標			考え方
現状値	令和4年度末時点の施設入所者数	105人	令和4年度施設入所支援利用者数を基準とします。
目標値	地域生活への移行者数(A)	7人	令和4年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上が地域生活へ移行することを目指します。
	施設入所者数の減少数(B)	6人	令和4年度末時点の施設入所者数のうち、5%以上の減少を目指します。
	令和8年度の施設入所者数(C)	99人	(C) = 現状値 - (B)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【県目標】	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)【県目標】	令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)を設定する。
精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)【県目標】	精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

成果目標			考え方
現状値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	自立支援協議会の相談支援部会を協議の場として設置しています。
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	協議の場において、目標値の設定および評価の実施回数。

3 地域生活支援の充実

国の基本指針	
地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行うことを基本とする。	
強度行動障害を有する者への支援体制の充実 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は各圏域において、支援体制の整備を進めることを基本とする。	

成果目標			考え方
現状値	地域生活支援拠点の整備	設置	令和3年度に設置し、運用しています。
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	有	
目標値	地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	1回	年1回以上、運用状況の検証・検討回数。
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	有	令和8年度末の強度行動障害を有する者への支援体制の有無。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	
一般就労への移行者数	<p>令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>①就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。</p>
就労移行支援事業の一般就労移行率	<p>就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。</p>
就労定着支援事業利用者数	<p>令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p>
就労定着支援事業利用修了者の就労定着率	<p>就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。</p>

成果目標		考え方	
現状値	令和3年度の一般就労への移行者数	5人	
	就労移行支援事業を利用し、一般就労へ移行した人数	3人	
	就労継続支援A型を利用し、一般就労へ移行した人数	1人	
	就労継続支援B型を利用し、一般就労へ移行した人数	1人	
	就労定着支援事業の利用者数	7人	
目標値	一般就労への移行者数	7人	令和3年度の一般就労への移行者数5人の1.28倍以上の移行を目指します。
	就労移行支援事業を利用し、一般就労へ移行する人数	4人	令和3年度の一般就労への移行者数3人の1.31倍以上の移行を目指します。
	就労継続支援A型を利用し、一般就労へ移行する人数	2人	令和3年度の一般就労への移行者数1人の1.29倍以上の移行を目指します。

	就労継続支援B型を利用し、一般就労へ移行する人数	2人	令和3年度の移行者数は1人のため、1人の1.28倍以上の移行を目指します。
	就労定着支援事業の利用者数	10人	令和3年度の利用者数は7人のため、7人の1.41倍以上の移行を目指します。
参考	就労移行支援事業の一般就労移行率		現時点では、市内に該当する事業所がないため、設定していません。
	就労定着支援事業の就労定着率		現時点では、市内に該当する事業所がないため、設定していません。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援の実施	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

成果目標		考え方	
現状値	児童発達支援センターの設置	未実施	
	保育所等訪問支援の実施	実施	平成29年度に設置し、運用しています。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	未実施	
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	未実施	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	医療的ケア児への支援については、自立支援協議会の相談支援部会、子ども支援部会において、検討しています。

	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	県において圏域でコーディネーターの配置が実施されています。
目標値	児童発達支援センターの設置	要検討	圏域での配置、または地域の社会資源を活用し、同等の機能を有する体制の整備について検討します。
	保育所等訪問支援の実施	維持継続	現在の実施体制を維持継続し、支援の充実を図ります。
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	実施	地域の社会資源を活用し、重症心身障がい児の利用ニーズに対応するための提供体制を維持継続し、支援の充実を図ります。
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	実施	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	維持継続	圏域でのコーディネーターの配置を継続します。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会の体制確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

成果目標		考え方	
現状値	基幹相談支援センターの設置	未実施	各専門部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善について検討します。
	協議会における個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発・改善等	実施	
目標値	基幹相談支援センターの設置	要件等	圏域での配置、または地域の社会資源を活用し、同等の機能を有する体制の整備について検討します
	協議会における個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発・改善等	実施	個別の事例等については、自立支援協議会の相談支援部会、子ども支援部会において、検討しています。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築 令和8年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。	

成果目標		考え方	
目標値	障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	実施	障害福祉に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの質の向上を図ります。

第5章 障害福祉サービス等の見込み量

1 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

サービス種別	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅での入浴、排泄、食事、家事等の援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援等を提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

■見込み量確保の方策

訪問系サービスについては、利用者のニーズに合ったサービスを提供し、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、今後もサービスの質の向上について働きかけます。

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	696	900	1,382	1,249	1,256	1,263
人/月	67	74	60	81	86	90

※令和5年度は、令和5年7月実績分

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

サービス種別	内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約を結んで働くことが困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

■見込み量確保の方策

特別支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、就労継続支援（B型）については、利用ニーズの増加が見込まれることから、供給量の確保に努めます。

①生活介護

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	4,401	4,462	4,640	4,342	4,284	4,226
人/月	226	232	222	228	226	224

②自立訓練（機能訓練）

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	22	22	23	22	22	22
人/月	1	1	1	1	1	1

③自立訓練（生活訓練）

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	81	90	61	99	104	109
人/月	6	6	4	9	9	10

④就労選択支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月				20	20	20
人/月				4	4	4

⑤就労移行支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	80	143	159	143	143	143
人/月	11	9	7	9	9	9

⑥就労継続支援（A型）

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	771	824	766	807	798	790
人/月	42	50	38	55	58	61

⑦就労継続支援（B型）

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	3,812	3,867	4,060	4,103	4,226	4,352
人/月	223	221	199	237	246	254

⑧就労定着支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人/月	4	3	2	3	3	3

⑨短期入所

(福祉型)

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	239	282	352	311	327	343
人/月	42	58	43	64	67	70

(医療型)

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日/月	14	11	25	10	10	9
人/月	8	7	6	7	7	7

※令和5年度は、令和5年7月実績分

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、居宅や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

サービス種別	内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごと等に対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が、10人以下の少人数で共同生活を行います。また利用者に対し、主に夜間において、入浴、排泄または食事の介護等を行います。

■見込み量確保の方策

関係事業所と連携し、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援を行います。

①自立生活援助

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	9	14	12	15	16	17

②共同生活援助

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	185	191	179	193	194	195

※令和5年度は、令和5年7月実績分

(4) 入所系サービス

入所系サービスとは、施設や病院等で必要な生活支援や機能訓練、看護等を行うサービスです。

サービス種別	内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄または食事の介護等を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

■見込み量確保の方策

事業所と連携して、新たに入所を希望する人にも対応したサービス量の確保に努めます。また、施設入所支援については、入所者の希望や生活状況を鑑みながら、地域生活への移行を促します。

①施設入所支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	106	105	102	97	94	90

②療養介護

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	26	25	22	23	22	21

※令和5年度は、令和5年7月実績分

(5) 相談支援

相談支援とは、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談、援助等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

■見込み量確保の方策

計画相談支援については、今後障がい者の増加により、ニーズが増加することが考えられることから、適正なサービス提供体制の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、市内に事業所がないため、引き続き、サービスの利用ニーズを把握しながら、必要に応じて市外の事業所と連携を図り、サービスが提供できるよう検討します。

①計画相談支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	47	47	118	48	49	50

②地域移行支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

③地域定着支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、令和5年7月実績分

(6) 障害児相談支援・障害児通所支援・障害児入所支援

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

サービス種別	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整等の支援を行います。
児童発達支援	身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所等集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■見込み量確保の方策

障がい児を対象としたサービスのニーズは、年々増加傾向にあることから、必要サービス量の確保に努めます。特に、放課後等デイサービスについては、事業所の新規参入を促します。

また、重症心身障がい児のケアが可能な児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保に向けて、事業所への働きかけを行います。

①障害児相談支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	16	18	190	22	26	29

②児童発達支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	147	171	140	246	296	355
人/月	46	49	33	71	85	102

③放課後等デイサービス

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,798	2,029	2,422	2,524	2,815	3,140
人/月	132	151	149	198	227	261

④保育所等訪問支援

単位	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	5	2	0	1	1	1
人/月	3	2	0	2	2	2

※令和5年度は、令和5年7月実績分

2 地域生活支援事業に関する各事業の見込み量

本市では、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の今後の見込みは以下の通りです。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	5	5	5	5
意思疎通支援							
手話通訳者派遣	件/年	346	477	477	477	477	477
要約筆記者派遣	件/年	4	7	7	7	7	7
手話通訳者設置	か所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付							
介護訓練支援用具	件/年	0	3	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	9	2	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	6	12	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	6	10	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	310	320	320	320	320	320
住宅改修費	件/年	0	0	1	1	1	1
移動支援事業	回/年	421	564	594	623	654	685
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	回/年	76	94	120	120	120	120
手話奉仕員養成研修	人/年	8	14	8	15	10	15
自動車運転免許・改造助成	件/年	1	0	1	1	1	1
視覚障害者生活訓練	人/年	9	9	9	10	10	10

3 その他の見込み量

(1) 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、地域生活支援拠点等の設置か所数と検証及び検討の実施回数について、見込み量を設定します。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数	か所	1	1	1	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

(2) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい等の早期発見や早期支援には、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制の確保が重要です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等のプログラムの実施について検討します。

また、同じような障がいや疾患があったり、同じような境遇、経験等を持つ人たちがともに支え合うピアサポート活動について、見込み量を設定します。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	人/年	17	18	9	14	14	14

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制のさらなる充実や、精神障がい者のサービス利用状況の把握による提供体制の確保について、各見込み量を設定します。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障がい者の地域移行支援利用数	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用数	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用数	人/月	42	43	37	44	45	45
精神障がい者の自立生活援助利用数	人/月	3	4	3	4	5	5
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	10	6	11	15	15	15
保健	人/年	1	0	1	1	1	1
医療	人/年	0	0	0	1	1	1
福祉	人/年	8	6	10	7	7	7
介護	人/年	0	0	0	1	1	1
当事者及び家族会	人/年	1	0	0	5	5	5
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1	1	1	1	1

(4) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて、相談支援体制の充実・強化等について、各見込み量を設定します。

本市においては、自立支援協議会の各部会が連携を強化し、協議する機会を設けることで、総合的な相談支援体制の充実と相談機関との連携強化を図ります。

また、訪問等による専門的な指導・助言や相談支援事業者の人材育成の支援については、長崎県等の実施する研修等の情報を発信し、相談支援事業者の積極的な参加を促すこととし、本市における見込み量は設定しません。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	無	無	無	無	有
訪問等による専門的な指導・助言	件/年	0	0	0	0	0	0
相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	5	1	1	1	1	1
相談機関との連携強化の取り組みの実施	回/年	0	0	0	1	1	1

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みについて、各見込み量を設定します。

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人/年	1	2	3	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	12	12	12	12	12	12

第6章 計画の進行管理

1 計画内容の周知・広報

障がい者福祉の推進には、地域に関わるすべての人の連携・協働が必要であり、一人でも多くの市民に対し、障がいに対する理解を広げていくことが大切です。

そのため、計画の普及啓発にあたっては、広報誌やホームページ等を活用して広く市民への周知を図るとともに、地域で活動を行う団体と連携をとりながら、障がい者福祉に関する理解の普及を目指します。

2 計画全体の進行管理

本計画を総合的に推進していくために、障がい者福祉に関係する団体の代表者等で構成する「雲仙市地域自立支援協議会」を定期的で開催し、施策や取り組みについて、年度ごとに進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。

また、障がい者福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたるため、これら庁内関係各部署とも連携を図り、施策の検討・見直しを行います。

さらに、本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を成果目標と位置づけ、活動指標として、各サービスの見込み量を示しています。これらの指標や、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、「雲仙市地域自立支援協議会」から点検・評価を受けるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。